第5章 都市計画決定 (変更) 図書の案の作成

1 対象路線

都市計画道路網の見直しを行う対象路線は、増田西土地区画整理事業地区の骨格を形成するとともに、名取市交通の需要方向にあたる南北方向の交通需要に対応する都市計画道路3・4・330 (仮称)大手町川上線および南北方向の柱軸道路相互を連絡し拠点結節機能を有する3・5・331 (仮称)館腰駅箱塚線を決定する。また、3・4・330(仮称)大手町川上線と交差する都市計画道路3・3・182箱塚中田線は、交差点として必要な区域を変更し、あわせて車線の数を決定するものとする。

◆都市計画道路の見直しの内容

路線番号	路線名	変更内容	見直し内容				
	哈冰 石	发	起終点	延長	平面線形	横断構成	
3 · 4 · 330	(仮称) 大手町川上線	●新たに増田西土地区画整理事業地区の 骨格を形成するとともに、南北方向の交 通需要に対応する都市計画道路を決定 する。	0	0	0	0	
3 · 5 · 331	(仮称) 館腰駅箱塚線	●新たに(仮称)大手町川上線および南北 方向の柱軸道路相互を連絡し拠点結節 機能を有する都市計画道路を決定する。	0	0	0	0	
3 · 3 · 182	箱塚中田線 ((一)仙台館腰線)	●(都) 大手町川上線の都市計画決定に伴い付加車線を設置するため、交差点部の幅員を22.0mから23.0mに変更する。			0	0	

2 都市計画決定権者

都市計画道路3・4・330 (仮称) 大手町川上線および3・5・331 (仮称) 館腰駅箱塚線は名取市が都市計画決定権者となるが、(都) 箱塚中田線は(一) 仙台館腰線と重複する区間があるため、都市計画決定権者は宮城県知事となる。このため、都市計画決定(変更) 図書案は、名取市決定の図書案と宮城県決定の図書案の2とおりの作成を行う。

◆都市計画道路等の決定権者区分

` 苦 吸 /	の区分	市町村決定 (※1)	都道府	県決定					
担始(が区分	(知事への協議)	大臣同意不要	大臣同意必要					
自動車専用道路	高速自動車国道		0						
日期平守用坦路	その他			0					
一般国道	指定区間			0					
一版国坦	指定区間外	△ (※2)		0					
旧法	4車線以上	Δ	0						
県道 	4車線未満	Δ	0						
その他の道路		0							
駐車場		0							
自動車ターミナル	,	0							

※1: △印の都市計画は、市町村作成の都市再生整備計画に都道府県知事の同意を得て当該都市計画の決定等を記載した場合 に限る

※2:知事同意に加えて,大臣同意が必要

3 都市計画決定 (変更) 図書案の内容

都市計画を決定(変更)する3路線について、都市計画を表示するために、都市計画法第14条により定められた以下の図書案を作成する。

1) 法定図書

- ○計画書
- ○総括図(S=1:10,000)
- ○計画図 (S=1:2,500)

2)参考図書

- ○字界図(S=1:2,500)
- ○標準断面図(S=1:100)
- ○平面図(S=1:2,500)-交差点計画図および縦断図(測点)の案内図
- ○交差点計画図 (S=1: 500)
- ○縦断図(H=1:2,000 V=1:200)
- ○参考図:増田西土地区画整理事業地区土地利用計画図(案)(S=1:2,500)
- ○変更スケジュール

- 4 都市計画決定 (変更) 図書案の作成
- (1) 宮城県決定

◆法定図書:計画書

仙塩広域都市計画道路の決定(宮城県決定)

都市計画道路3・3・182箱塚中田線を次のように変更する。

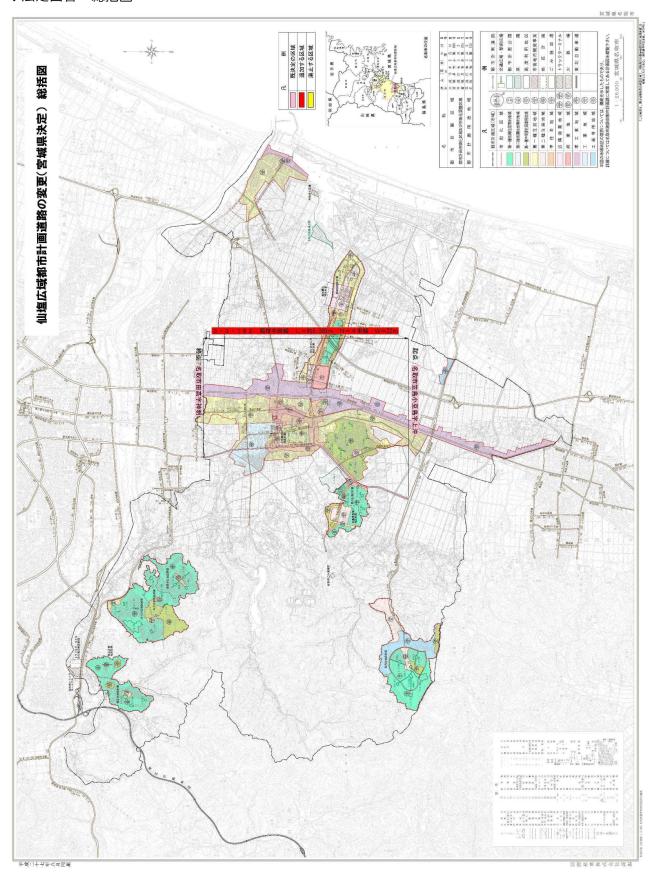
			12 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								
	名	称	位	Ī İ	置	区域		構		造	
種別	番号	路線名	起点	終点	主 な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	備考
幹線街路	3 · 3 · 182	箱塚 中田線	名取 島 京 豆 島	名取市 田高字 神明		約 5, 380m	地表式	2	22 m	幹線街路と 平面交差 6箇所	区域の変更

「区域および構造は計画図表示のとおり」

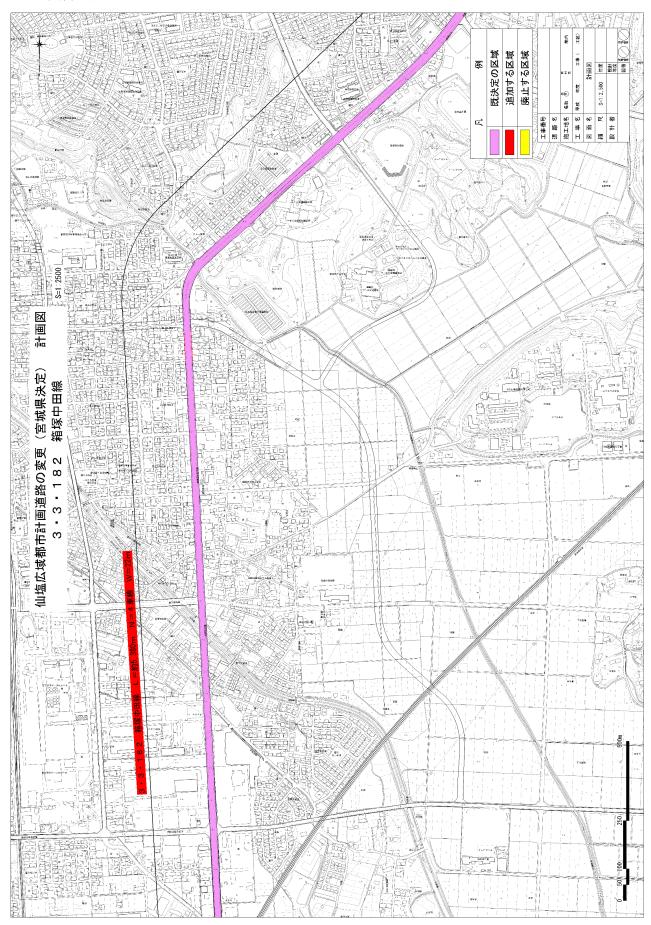
理 由

名取市都市計画マスタープラン(H30.12)に基づき、都市計画道路網の見直しを行った結果、 増田西土地区画整理事業地区の骨格を形成するとともに、名取市交通の需要方向にあたる南北方 向の交通需要に対応する都市計画道路3・4・330(仮称)大手町川上線および南北方向の柱 軸道路相互を連絡し拠点結節機能を有する3・5・331(仮称)館腰駅箱塚線の決定に伴い、 3・4・330(仮称)大手町川上線と交差する都市計画道路3・3・182箱塚中田線につい て、交差点として必要な区域を変更し、あわせて車線の数を決定するものである。

◆法定図書:総括図



◆法定図書:計画図



(2) 名取市決定

◆法定図書:計画書

仙塩広域都市計画道路の決定(名取市決定)

都市計画道路3・4・330(仮称)大手町川上線および3・5・331(仮称)館腰駅箱塚線を決定する。

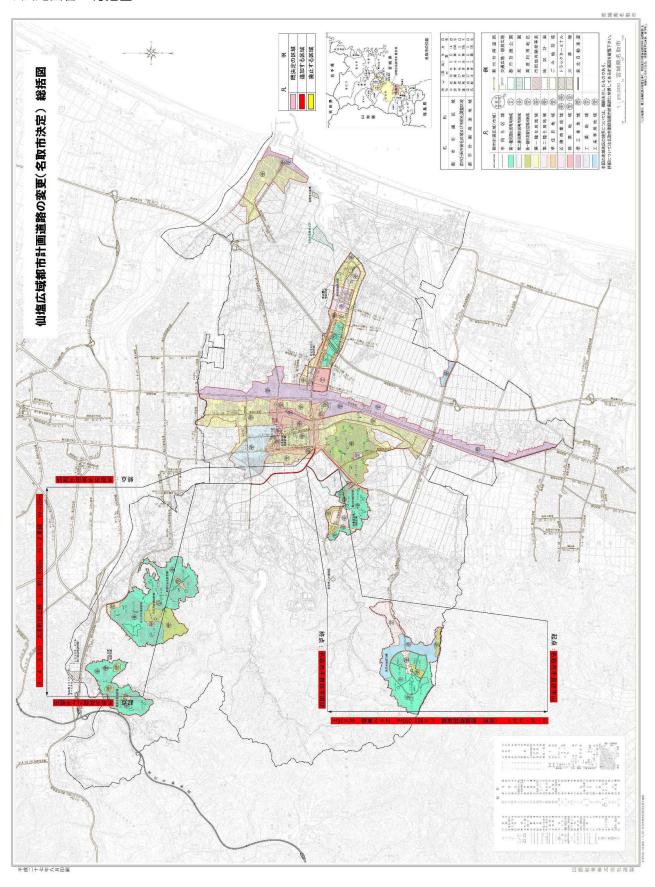
	名	称	位	<u>T</u> †	置	区域		構			
別	番号	路線名	起点	終点	主 な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	備考
幹線	3 · 4 · 330	(仮称) 大 手 町 川上線	名取市 高舘川 上字蛭 田	名取市 手 倉 田 字諏訪	名取市 手 倉 田 字堰根	約 1, 930m	地表式	2	20 m	幹線街路と 平面交差 2 箇所	新規
路	3 · 5 · 331	(仮称) 館腰駅 箱塚線	名取市 手 倉 田 字山	名取市 手 倉 田 字諏訪	名取市 箱塚二 丁目	約 1, 010m	地表式	2	12 m	幹線街路と 平面交差 2 箇所	新規

「区域および構造は計画図表示のとおり」

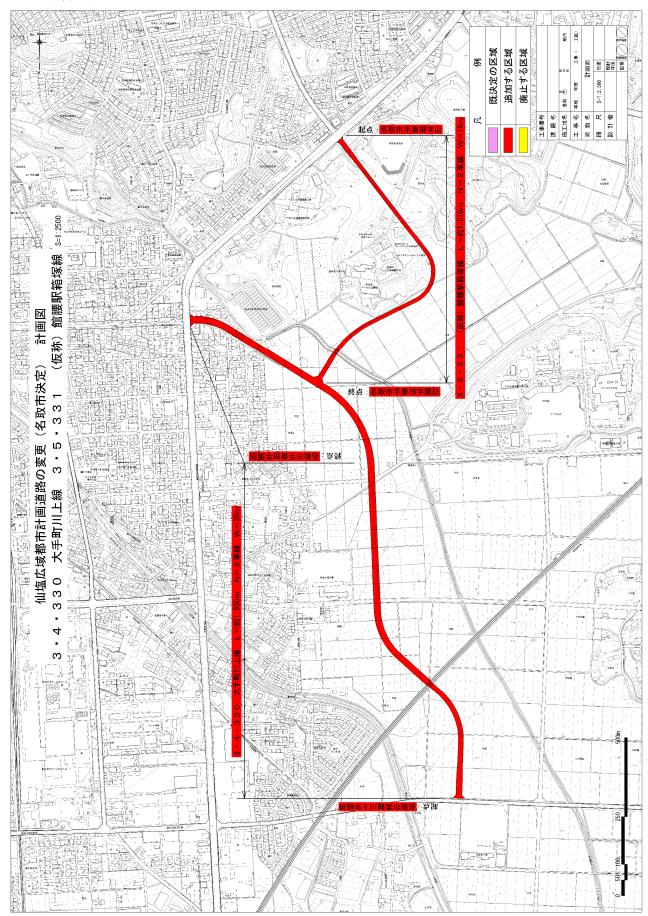
理由

名取市都市計画マスタープラン(H30.12)に基づき、都市計画道路網の見直しを行った結果、 増田西土地区画整理事業地区の骨格を形成するとともに、名取市交通の需要方向にあたる南北方 向の交通需要に対応する都市計画道路3・4・330(仮称)大手町川上線および南北方向の柱 軸道路相互を連絡し拠点結節機能を有する3・5・331(仮称)館腰駅箱塚線を決定するもの である。

◆法定図書:総括図



◆法定図書:計画図



◆参考図:総括図(宮城県決定+名取市決定)

